

びの御政行はるべからず、かゝればかく詔りありて、此古ぶりを破り賜へるは、大英斷の御事と志るべきものぞ。

〔民族考^上〕古しへの人は、その心すべて雄々しく健かりければ、其名を後の世に廣く遺し傳ふるを専とぞ志たりける。故高橋氏文にも、大倭國者、以行事負名國奈利^{ナリ}と云る如く、名と云ものは、貴きも賤きも皆其人を美稱へたる方にて、名を呼ぶは其人を敬ひ賞る意なる。故國造の人さへも、吾名をば草木に著じと云て、國名に負せしかば、況て天皇皇子の御名をば、山川國土に負せて、萬世までも廣く遺し傳ふべき事なるを、人の名を呼ぶは無禮と諱憚る事となれるは、漢國の風俗にならへるにや、御世々々に御名代を定置れしも、其御名を物に因せて遺し賜はむごとの御所爲なるを、此孝德天皇の御世に、其御名を輕々しく呼事を畏しとて、是を罷られしは、古への意とは反對なり。

〔續日本後紀^二仁明〕天長十年七月癸巳、天下諸國人民姓名及郡鄉山川等號有觸諱者皆令改易。

〔十駕齋養新餘錄下〕避諱改姓

駕氏本姓慶避漢安帝父名改賀氏、唐憲宗名淳改淳于氏爲于氏、陶穀本姓唐詩人彥謙之孫避石晉諱改陶氏、湯悅本姓殷名崇義初仕南唐入宋避諱改今姓名金履祥先世姓劉避吳越諱爲金氏〔續日本紀^六元明〕和銅七年六月己巳若帶日子姓爲觸國諱改因居地賜之國造人姓除人字寺人姓本是物部族也而庚午年籍因居地名始號寺人疑涉賤隸故除寺人改從本姓矣。

〔續日本紀考證三〕若帶日子姓諸書無所見案古事記云若帶日子天皇坐近淡海之志賀高穴穗宮治天下也日本紀作稚足彥即成務天皇也。

〔享祿本類聚三代格十七〕勅頃者百姓之間曾不知禮以御宇天皇及后等御名有著姓名者自今以後不得更然所司或不改正依法科罪主者施行

天平勝寶九年五月廿六日〇又見政事要略